

議案第12号

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

新居浜市西部学校給食センター	新居浜市王子町4番5号
----------------	-------------

第2条 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新居浜市高津共同調理場の項を削る。

第4条中「場長又は所長」を「所長」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

提案理由

新たに完成する新居浜市西部学校給食センターを学校給食共同調理場として管理する

ため、及び同センターの稼働に伴い、高津共同調理場からの給食の提供を終了し、同調理場を廃止するため、本案を提出する。